

令和 7 年 5 月 7 日

各対象障害福祉サービス事業実施法人の長 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）障害福祉分野の
介護テクノロジー導入支援事業」の協議について（依頼）

平素は、本県の障がい福祉サービスの向上に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、標記補助事業につきまして、厚生労働省から協議の依頼がありました。
つきましては、下記の内容を御確認のうえ、事業の活用を希望される場合は、期日までに必要書類の提出をお願いします。

記

1 実施事業

各補助事業の説明（別紙 1 から 3）を参照

- ・別紙 1 【介護ロボット等の導入支援事業】
- ・別紙 2 【ICT の導入支援事業】
- ・別紙 3 【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業】

2 提出書類

（1）次の様式 1 から 3 のいずれか

- ・様式 1（介護ロボット等の導入支援事業）
- ・様式 2（ICT の導入支援事業）
- ・様式 3（介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業）

（2）見積書（複数業者から徴収すること）

（3）カタログ、仕様書等

3 提出方法

上記 2 の提出書類を電子メールにより提出してください

- ・岐阜県障害福祉課施設整備係 大野あて
- ・メールアドレス：c11226@pref.gifu.lg.jp
- ・カタログ、見積書等も含めて、容量が 10MB を超えないよう分割してメールで送信してください。（カタログは表紙・裏表紙・該当機器のページなど最小限でも可）

4 提出期限

令和 7 年 5 月 14 日（水）必着

5 その他

- ・本事業により介護ロボットやＩＣＴ等を導入した事業者は、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について報告することとします。
- ・事業者は上記の報告内容について自身のホームページ等で公表するとともに、県も、事業者の公表情報について都道府県等ホームページに掲載するなど広く情報提供することが予定されておりますのでご承知おきください。
- ・本事業において同一法人内から複数申請を行う場合は、あらかじめ法人内での優先順位を調整のうえ、順位をご回答ください。
- ・これまでの障害福祉分野のロボット等導入支援事業及びＩＣＴ導入モデル事業で採択済みの事業所であっても、再度申請が可能です。
- ・提出期限までに事業計画の提出があった補助金の交付額が予算額を上回る場合は、過去に当該補助金を利用したことがない事業者を優先的に採択することがあります。
- ・導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定してください。
- ・次の①②の条件を満たす施設・事業所について、国において補助対象を選定する際に優先的な採択を行うものとされています。
 - ①介護ロボット等やＩＣＴの導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申しした場合。
 - ②本補助事業の交付申請時において「福祉・介護職員等処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね３か月以内に取得見込みであることを都道府県等が認めた場合。
- ・協議のあった事業計画から補助対象事業が採択／非採択されますので、現時点では補助を確約するものではありません。

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県健康福祉部障害福祉課施設整備係			
係 長	石 原	担 当	大 野
tel	058-272-1111（内線 3494）		
fax	058-278-2643		
e-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		